

北九州市感染症公表基準の見直しについて(概要)

項目	現行	見直し案(第4回検討会資料)											
名称	感染症に関する公表基準	北九州市感染症公表要領											
基本的な考え方	(なし)	<p>本公表要領は、感染症法第16条の規定に基づく、感染症の発生状況等の情報の公開に関して定め、感染症から市民の生命と健康を守るとともに、市民の「安全・安心」の確保に努めるもの。</p> <p>(1) 目的 感染症の発生状況、動向、患者に関する情報等を公表することにより、市民等に対して、正しい知識の普及啓発、注意喚起をするとともに、患者の早期探知や感染症の拡大防止を図る。</p> <p>(2) 個人情報の取り扱い 患者等が差別や偏見の対象とならないよう、感染症法第16条第2項の規定に基づき、個人情報の保護に留意する。</p> <p>(3) 施設における集団発生時の情報の取り扱い 施設においては外部からの病原菌の持ちこみ等があり、感染経路や感染原因を特定できないことも多いため、施設に対する偏見や風評被害を生じないよう、原則、施設名は公表しない。</p> <p>(4) 報道関係者との情報共有 報道関係者の理解及び協力が得られるよう、「北九州市感染症公表要領」を公表するとともに、日頃から情報共有や意思疎通ができるよう努める。</p> <p>(5) その他 市民一人ひとりが日頃から感染予防策を実践することができるよう、より効果的な周知啓発に取り組む。 施設従事者や学校関係者は、日頃から感染症に関する情報を積極的に収集するとともに、研修等で正しい知識を身につけ、差別・偏見が起らないよう努める。</p>											
公表の時期・内容	(なし)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公表事項</th> <th>内容</th> <th>時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">感染症発生動向調査事業^{*1}に係る情報</td> <td>発生状況、動向 特質すべき感染症に関する情報 等</td> <td>原則、毎週 (後天性免疫不全症候群は、年2回)</td> </tr> <tr> <td>定点把握感染症で警報、注意報レベルを超えた場合(初回のみ)^{*2}</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>患者等事例の情報</td> <td>公表基準、公表内容のとおり</td> <td>患者等発生時 (原則、疫学調査後)</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、感染症患者等事例の情報については、原則、一定の情報が整理された段階で公表する。ただし、保健所長が緊急に公表する必要があると判断した場合等は、事案の概要が判明した段階で速やかに公表し、その後新しい情報が入り次第、適宜行うこととする。</p>	公表事項	内容	時期	感染症発生動向調査事業 ^{*1} に係る情報	発生状況、動向 特質すべき感染症に関する情報 等	原則、毎週 (後天性免疫不全症候群は、年2回)	定点把握感染症で警報、注意報レベルを超えた場合(初回のみ) ^{*2}	随時	患者等事例の情報	公表基準、公表内容のとおり	患者等発生時 (原則、疫学調査後)
公表事項	内容	時期											
感染症発生動向調査事業 ^{*1} に係る情報	発生状況、動向 特質すべき感染症に関する情報 等	原則、毎週 (後天性免疫不全症候群は、年2回)											
	定点把握感染症で警報、注意報レベルを超えた場合(初回のみ) ^{*2}	随時											
患者等事例の情報	公表基準、公表内容のとおり	患者等発生時 (原則、疫学調査後)											
公表基準	<p>3類感染症</p> <p>《コレラ、細菌性赤痢、チフス、腸チフス》 公表理由：感染機会の減少や治療法の確立を踏まえ、重篤時のみ公表する。 公表基準： 1. 入院事例 2. 死亡事例 3. 集団発生事例(関連性を認める事例があった場合) 4. その他必要と認められる場合</p> <p>《腸管出血性大腸菌感染症》 公表理由：小児や高齢者では重症化することがあり、また、集団発生をする可能性もある。例年、シーズンになると多発する感染症であることから、注意喚起のため公表する。 公表基準： 1. 入院事例 2. 死亡事例 3. 集団発生事例(関連性を認める事例があった場合) 4. その他必要と認められる場合</p> <p>※ただし、平成26年11月以降、3類感染症は全例公表している。</p>	すべての事例(無症状病原体保有者を含む)について公表											

公表基準	4類 感染症	公表理由：動物や飲食物等を介して感染するため、市民へ予防対策を促すことにより感染の可能性を下げることができるものであるため、公表する。 公表基準 1. 集団発生事例（関連性を認める事例があった場合） 2. その他必要と認められる場合	すべての事例（無症状病原体保有者を含む）について公表
	5類 感染症	<p>《後天性免疫不全症候群、インフルエンザ、感染性胃腸炎を除く》</p> <p>基本的に個別の公表は行わないが、施設等で感染症が集団発生した場合など、必要と認める場合には公表</p> <p>《インフルエンザ》</p> <p>公表理由：例年流行が起こる感染症であり、感染予防の注意喚起のため公表する。 公表基準： 1. 初発（流行シーズンの一例目） 2. 集団発生事例（学級閉鎖等） 3. その他必要と認められる場合</p> <p>《感染性胃腸炎》</p> <p>公表理由：毎年流行が起こる感染症であり、感染予防の注意喚起のため公表する。 公表基準 <医療機関> 1. 集団発生事例（有症状者10名以上） 2. 死亡事例 <社会福祉施設等> 平成17年2月22日付厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」に基づく報告事例</p>	<p>《全数把握感染症》</p> <p>個別の公表は行わないが、市民への注意喚起が必要な場合については公表 ①感染力が非常に強い、あるいは社会的影響が大きい感染症が発生した場合は全例公表（麻しん、風しん等） ②近年、市内において患者の発生がない、あるいは稀である感染症が発生した場合は、全例公表（日本脳炎、破傷風等） ③例年と比較して、特に発生増加が顕著な場合は「注意喚起情報」として公表</p> <p>《定点把握感染症（インフルエンザを除く）》</p> <p>個別の公表は行わない。 ただし、集団発生事例において、感染が急速に拡大する恐れがある場合、死亡事例が発生している場合等で、公衆衛生上市民への注意喚起が必要な場合は公表する。</p> <p>《インフルエンザ》</p> <p>例年、流行する疾患であり、感染力が高く、特に小児や高齢者で重篤化しやすいことから、直近の流行状況について周知し、市民に注意喚起するため、市内の小学校、中学校、高等学校等がインフルエンザ様疾患により学級閉鎖、学年閉鎖（休校・休園）した場合、その都度公表</p>

公表内容 (個別事例)	年齢	実年齢（5類感染症は除く）	乳児（0歳以上1歳未満）、幼児（1歳から小学校就学時まで）、園児（幼稚園、保育園に通っている子供）、小学生、中学生、高校生、大学生、それ以外は10歳区分別年代
	性別	公表	原則、公表しないが（男女差で感染症対策に影響を及ぼさないため）、予防啓発や注意喚起のために必要な場合は公表
	職業・属性	（なし） ※ただし、一部の属性（幼稚園、小学校等）は公表。 職業は本人の意向を確認し、公表した事例あり。	原則、公表しないが、複数の患者が発生しており感染経路が同一である可能性がある場合は公表
(集団発生事例)	施設名	（なし） ※原則、施設名は公表していない。	原則、施設名は公表しない ただし、保健所長が施設名を公表しないと感染の拡大を防止できないと判断した場合は公表する
	施設種別	施設の種別	高齢者施設、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学等事業所は、特定されない範囲内で区分を公表
	施設規模	（なし） ※ただし、今年度は施設が特定できない範囲（50人～100人規模）で公表している。	施設業態に応じて50人又は100人区分で記載（50人未満、50人以上～100人未満、100人以上～150人未満等） *ただし、その他の公表内容によって特定される可能性がある場合は、所管課と協議のうえ、公表する範囲を決定する。
その他	（なし）	施設内で感染が拡大しているにもかかわらず適切な対策を実施せずに死亡事例が発生した場合等、保健福祉局長が市民に公表する必要があると判断する場合については、この要領の定めのない情報についても公表する。 また、保健福祉局長が、公表することで、患者や施設の権利や利益を侵害する恐れがあると判断する場合等は、公表基準に該当する事例の全部あるいは一部の内容を公表しない。	